

福岡市一般不妊治療費助成事業申請における提出書類チェックシート
(治療の開始日が令和3年1月1日以降の方)

※ 提出前に必ず確認してください

必要書類	チェック
① 福岡市一般不妊治療費助成事業申請書(様式第1号)	
<ul style="list-style-type: none"> ・夫婦で住所が異なる場合は、福岡市内に住民登録がある方が申請者になっていますか？ ・夫婦それぞれが記名・押印又は自筆による署名をしていますか？ ※スタンプ印不可 ・治療開始日時点の妻の年齢を記入していますか？ ・申請期限は過ぎていませんか？ <p style="margin-left: 20px;">※助成を開始した一般不妊治療の最初の診療日の属する月の初日から起算して1年を経過した日から3か月以内 (例)5月10日が治療開始日→翌年7月31日までに申請</p>	
② 振り込み指定口座の通帳の写し	
<ul style="list-style-type: none"> ・申請者名義の個人口座ですか？ ・通帳表紙裏の見開き部分などの口座名義人、口座番号、店番号の記載がありますか？ 	
③ 福岡市一般不妊治療費助成事業受診等証明書(様式第2号)	
<ul style="list-style-type: none"> ・主治医の押印はありますか？ ※訂正がある場合は主治医の訂正印が必要 ・証明書の「今回の申請に係る治療期間」の開始日が令和3年1月1日以降の日付ですか？ 	
④ 【法律上の婚姻をしている夫婦】戸籍謄本 ※戸籍抄本は不可	
<ul style="list-style-type: none"> ・申請する日から3か月以内に発行されたものですか？ ・外国人同士の夫婦の場合、婚姻証明書などの婚姻関係が確認できる書類がありますか？ 	
⑤ 【事実婚の関係にある夫婦】※下記3つの書類を全てご準備ください。	
両人の戸籍謄本または戸籍抄本(重婚でないことを証明する書類)	
両人の住民票(住民票上の世帯が同一であることが確認できる書類)※福岡市民の方は省略可能	
事実婚関係にある申立書	
<ul style="list-style-type: none"> ・申請する日から3か月以内に発行されたものですか？ ・夫婦は住民票上、同一世帯ですか？(別世帯の場合、申立書に理由を記載する必要があります。) <p style="margin-left: 20px;">※同一世帯と見なすのは、住民票の続柄が「世帯主」と「夫(未届)」または「妻(未届)」となっている場合または「世帯主」と「同居人」となっている場合です。</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ・申立書には夫婦それぞれが自筆による署名又は記名・押印しましたか？ 	
⑥ 医療保険証の写し	
<ul style="list-style-type: none"> ・夫婦それぞれについて用意しましたか？ 	
⑦ 住所要件に関する申立書	
<ul style="list-style-type: none"> ・夫婦で住所が異なり、どちらか一方が福岡市外に住民票がある場合は必要です。 	
⑧ 認印 ※朱肉の印鑑	
<ul style="list-style-type: none"> ・申請書の申請者欄に記名・押印した場合は押印した印鑑と同じ印鑑を持参してください。 ※自筆による署名をされた場合は不要です。 	